

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体の基金については、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて積み立てているものであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。
2. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。
3. 地方の行財政改革により生み出された財源は地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。
4. 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、引き続き十分な財源を確保すること。
5. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。
6. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。